- ○的井総務課長 それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。
- ○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第108回個人情報保護委員会を開会いたします。 まず初めに、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5号の規定に基づき、6月4日 に開催した第107回個人情報保護委員会の審議の結果を報告いたします。

議題は「官民データ活用推進基本計画(案)に対する意見について」であり、当該基本 計画案に対する意見について、御審議いただき、原案のとおり決定いたしました。

報告は以上です。

それでは、本日の議題は2つとなります。

まず、議題1「東京電子機械工業健康保険組合の全項目評価書の概要説明について」の 説明をお願いいたします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようすると きには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、重要な変更 を加えようとするときも同様とされています。

東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務については、対象 人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の 規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、令和元年6月11日付東電子健発第126号にて、東京電子機械工業健康保険組合から 当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容につ いて、議事運営規程第8条の規定に基づき、東京電子機械工業健康保険組合の職員に御出 席いただき、概要を説明していただくものです。

○嶋田委員長 ただいまの御説明にあったとおり、東京電子機械工業健康保険組合の職員 に、会議に出席していただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、東京電子機械工業健康保険組合の大高総務部長から 御説明をお願いします。

○大高総務部長 それでは、当組合の全項目評価書の内容を御説明します。

まず、個人情報保護委員会への評価書の承認を依頼することとなった経緯ですが、当組合は健康保険事業を運営している機関で、電子機器及び電子部品の開発・設計・製造・加工・組立、又は検査を主たる事業目的とする事業所が加入しています。

平成31年4月1日現在、876事業所で運営しています。

当組合では毎年1回、3月に特定個人情報保護評価書の見直しのため、しきい値の定期 判定を行っています。

このたび、しきい値判断項目の対象人数が30万人を超えたことから、重点項目評価書から全項目評価書への見直しを実施しました。

参考ですが、対象人数は、平成31年3月31日現在で34万5801名です。

続きまして、事務の概要をご説明します。

当組合でマイナンバーを取り扱う事務は、適用事務、給付事務、徴収事務の3種類です。 そのうち、マイナンバーを利用したメインの事務である適用事務について、評価書の6ページの別添1「事務の内容」の全体図を参照しながら御説明します。

適用事務は、加入者への保険給付や保険料徴収を行うため、資格の取得や喪失に関する 情報等を取り扱う事務です。

評価書6ページの別添1の図で言いますと、緑の四角にある一般被保険者又は任意継続被保険者から、紙又は電子記録媒体で、直接又は事業主を通して各種届出書が提出されます。

個人番号を含む届出内容を確認して、基幹システム専用端末にて、別添1の図にあるオレンジ色の部分の基幹システムに登録をし、フラッシュメモリーに一時保存を行い、統合専用端末で薄紫色の副本区画ファイルに登録します。

また、薄紫色の四角にある中間サーバー等を通じて、他の情報保有機関に、被保険者や 被扶養者の資格認定に必要な情報照会等を行います。

また、事務の内容として、徴収・給付の事務においては、任意継続被保険者の還付請求 や加入者の傷病手当金等の申請等を行う際には、被保険者証の記号番号又は個人番号を記載した書類を当組合に提出しますが、その際に事務処理の中で個人番号を利用することも あります。

続きまして、当組合の事務内容に対するリスク対策として、評価書の19ページの特定個 人情報の入手に関するリスク対策を御覧ください。

19ページの中段にある「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」として、当組合では、定めた様式以外の届出書、又は必要外の記載がされている届出書は受け付けていません。

20ページの上段にある「リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク」として、郵送による入手には書留等を用い、誤送付がないように、送付先を印字した様式を利用しています。

また、事業所が電子記録媒体で届出書を届け出る場合、取り決めたパスワードを設定し、かつ暗号化処置をした媒体以外は受け付けていません。

21ページの上段から下段の「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」として、特定個人情報が記載された届出書は管理簿に記載して、保管庫に施錠保管し、届出書を使用後は文書保存規程に従い、保管及び廃棄措置を行っています。また、廃棄した記録は管理簿にも記載しています。

届出を電子記録媒体で入手した場合も、保管庫に施錠保管をして管理簿に記載し、保存する必要がない使用済み電子記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破棄しています。また、電子記録媒体で破棄した記録は、管理簿に記載しています。

続きまして、21ページの下段にある統合専用端末と基幹システムの使用に関するリスク 対策を御覧ください。

21ページの一番下にある「リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との 紐付けが行われるリスク」として、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載した事務 において、アクセス権限のない職員等がシステム操作を行う場合、いかなる方法によって も個人番号にアクセスできず、個人番号の参照・表示等、紐付けができないようシステム 的に制御しています。

23ページの下段にある「リスク3:従業者が事務外で使用するリスク」として、アクセス権限がある職員でも、評価書の2ページにある基本情報、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載した事務以外では、個人番号や特定個人情報ファイルにアクセスできないよう、システム的に制御しています。

24ページの上段にある「リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」 として、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていな いか、監視しています。

30ページの下段にある「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」として、情報授受に用いるフラッシュメモリーが使用できる 基幹システム専用端末を限定し、それ以外の専用端末では使用できないよう、システム的に制御しています。

フラッシュメモリーはパスワード認証機能付きの媒体を用いており、使用した都度、データを全て削除しています。

削除については、責任者が削除したことを確認の上、利用の記録及び廃棄の記録を管理 簿に記載し、保管庫に施錠保管しています。

また、統合専用端末は、中間サーバー等以外とは接続をせず、他の業務に兼用できないよう、他のネットワークやシステムと分離しています。

以上が、当組合の特定個人情報保護評価、全項目評価書の御説明です。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明、ありがとうございました。

現在は電子媒体で行っている統合専用端末と基幹システムの専用端末との間の情報の授受について、、この部分を、例えばネットワークでつなぐと、もう少し安全性が向上したり、若しくは書類に記載するといった事務作業が効率化されると思うのですけれども、そういうことを検討する予定はございますでしょうか。

○大高総務部長 現在、当組合のシステムベンダーがサーバー間の連携機能の提供を開始 しています。ほかの健康保険組合でも利用している話も伺っていますので、当組合として も、今年度中に導入の検討を予定しています。

- ○小川委員 どうもありがとうございました。
- ○嶋田委員長 よろしいでしょうか。

御説明いただいた内容を初めとしたリスク対策については、確実に実行されるとともに、 不断のリスク対策の見直しを行って、より良い体制整備に努めていただきたいと思います。

それから、特定個人情報の取扱いに当たって、職員に対する実務に即した教育研修について、主に評価書の34ページに7項目ほどきちんと詳しく記載されておりましたけれども、これは確実に計画に沿って実行していただきたいと思います。

それでは、時間の制約もありますので、質疑応答はここまでとして、本評価書については、本日の説明内容を踏まえて審査を進めていくことといたします。ありがとうございました。

○大高総務部長 本日はどうもありがとうございました。

(東京電子機械工業健康保険組合退室)

○嶋田委員長 次に、議題2「その他」です。

「厚生労働省(職業安定行政業務に関する事務)の全項目評価書及び社会保険診療報酬 支払基金の全項目評価書の公表について」を、事務局から御報告をお願いします。

○事務局 厚生労働省が作成しました、職業安定行政業務に関する事務全項目評価書につきましては、第102回の委員会において承認いただいたところです。

また、社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務、全項目評価書につきましては、第106回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた個人情報保護委員会による審査内容の記載事項については、 それぞれ評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、厚生労働省の評価書は、6月6日付で、マイナンバー保護評価Web及び厚生労働省のホームページにて評価書が公表され、社会保険診療報酬支払基金の評価書については、5月24日付で、マイナンバー保護評価Web及び社会保険診療報酬支払基金のホームページにおいて評価書が公表され、全項目評価書に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告いたします。

以上になります。

○嶋田委員長 ただいまの御報告について、何か御質問はございますか。

それでは、特にないようですので、御報告ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表いたしま すけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は閉会といたします。事務局から次回の日程の御説明をお願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、6月20日木曜日の10時30分から行う予定 でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。